日本ボーイスカウト岡山地区協議会規約

第　１　章　　総　　則

（岡山地区協議会の構成）

第１条　日本ボーイスカウト岡山連盟加盟登録の承認を受けた岡山市内の団および近郊の

友好団を岡山地区協議会の構成員とする。

（目　的）

第２条　岡山地区協議会は、次に掲げる目的を達成するために設置する。

（１）各団が相互及び同じ目的を有する他の団体と調和的に協働を図ること。

（２）各団の独立と主導性を妨げることなく、岡山地区協議会内のスカウト運動を普及すること。

第　２　章　　岡　山　地　区　協　議　会

（開　催）

第３条　岡山地区協議会は、岡山地区協議会長の招集により必要に応じ随時開催し、岡山

地区協議会長が議長となり運営委員長、運営副委員長、運営委員、会計、事務長、監

査からの報告、伝達及び協議等を行う。

（構成員）

第４条　岡山地区協議会の構成員は、次のとおりである。

（１）岡山地区協議会長、岡山地区協議会副会長

（２）運営委員長、同副委員長

（３）運営委員

（４）会計

（５）事務長

（６）団代表者２名

（７）監査

（総　会）

第５条　岡山地区協議会総会を年１回開催し、次のことを行う。

（１）岡山地区協議会長、岡山地区協議会副会長、運営委員長、同副委員長、運営委員、

会計、事務長及び監査の選出

（２）報告承認及び審議決定

（成立と議決）

第６条　岡山地区協議会総会の定足数は、過半数（委任状を含む）とし、その議決は多数

決による。

第　３　章　　運　営　委　員　会

（設置と運営）

第７条　岡山地区協議会に運営委員会を設ける。

　②　運営委員会は、岡山地区協議会総会の承認を得た計画に従い、運営する。

（構　成）

第８条　運営委員会は、各団から選出された１名以上の役員をもって構成する。

（招　集）

第９条　運営委員会は、運営委員長が招集し、開催する。

（成立と議決）

第10条　運営委員会の定足数は、過半数（委任状を含む）とし、議決は出席者の多数決による。

第　４　章　　役　員　及　び　委　員

（運営役員）

第11条　運営役員は、次のとおりである。

（１）岡山地区協議会長、岡山地区協議会副会長

（２）運営委員長、同副委員長

（３）運営委員

（４）会計

（５）事務長

（６）監査

（岡山地区協議会長・副会長）

第12条　岡山地区協議会長は、岡山地区協議会内のスカウト運動を代表する。

　②　岡山地区協議会副会長は、岡山地区協議会長を補佐し、岡山地区協議会長に事故あ

るとき又は欠けたときは任務を代理する。

（運営委員長・副委員長）

第13条　運営委員長は、運営委員会を主宰し、議長となる。

　②　運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき又は欠けたとき

は任務を代理する。

（会計）

第14条　会計は、岡山地区協議会の経理を担当し、資金を保管する。

（事務長）

第15条　事務長は、岡山地区協議会における事務処理を担当する。

（監　査）

第16条　監査は、岡山地区協議会の資産及び経理を監査する。

　②　監査は、他の役員を兼ねることは出来ない。

（運営役員の任期）

第17条　岡山地区協議会総会選出の役員の任期は、次々回の岡山地区協議会総会の終了の

時までとし、再任を妨げない。

　②岡山地区協議会総会選出の役員に欠員を生じた場合の補充は、欠員の生じた団内にお

いて行う。ただし、各団において１名を超える役員が選出されている場合、１名を超

えた役員についてはこの限りではない。また、補充又は増員による役員及び委員の任

期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（運営役員の選出）

第18条　岡山地区協議会の運営役員は、総会の議を経て、決定する。

（運営役員等の任期）

第　５　章　　経　理

（資金）

第19条　地区運営の資金は、会費、助成金、寄付金、その他とする。

第　６　章　　規　約　改　正　等

（規約の改廃）

第20条　この規約の改廃は、岡山地区協議会総会の３分の２以上の決議により行う。

（規約の準用）

第21条　この規約に定めない事項については、細則を別に定める。

附　則

この規約は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この規約は、令和3年7月25日から改定する。

付　則

この規約は、令和4年5月26日から改定する。